

地域生活支援センター リヒト

降って湧いた話？

障害者手帳の「カード化」の話題について

■社会保障審議会障害者部会で紹介された情報

去る10月24日、厚生労働省で社会保障審議会障害者部会が開かれ、障害者手帳の「カード化」についての話題が取り上げられました。

この話題が取り上げられた背景は、以下のようなものです。

- 障害者手帳のカード化については、当事者から、これまで「も要望が」あったが、現行制度は手帳に情報を加筆していく仕様となっておりカード化の障壁となっていた。
- 他方、健康保険証のカードなどの時代の流れやマイナンバー制度の導入により自治体において必要な情報を効率的に取得できる環境が整いつつあることから、障害者手帳のカード化の検討に着手することとした。

■精神保健福祉手帳についての提案

精神保健福祉手帳に関しては、2年更新であることもあり、以下のような提案がされています。

精神障害者保健福祉手帳(2年更新)

手帳所持者の基本的な情報に加え、更新日を加筆していく仕様。また、表紙や券面などの見えやすいところに精神障害者や等級の記載をしないなど、手帳所持者に配慮した様式。

→自治体の選択により、カード化を可能とする方向で検討。

(カード化する際の論点)

- ▷ 身体障害者手帳については、補装具費の支給状況等の記載方法や記載の必要性を検討。
- ▷ 精神障害者保健福祉手帳の更新日はカードの裏面に加筆していく仕様に。
- ▷ 手帳型の方が記載内容が外から見えにくいという利点もあるため、当事者が「手帳型かカード型か好きな方を選択できる仕組みを検討。

■カード化した精神保健福祉手帳のレイアウト案

② 精神障害者保健福祉手帳

表面：・手帳所持者の基本情報を記載
・券面には「障害者手帳」とのみ記載

障害者手帳	
写真	氏名 厚生 花子
	住所 東京都千代田区霞が関1-2-2
	生年月日 昭和00年00月00日
	障害等級 1級
	手帳番号 00000 号
公布日 平成00年00月00日	都道府県 東京都
有効期限 平成00年00月00日	指定都市 〇〇市

裏面：更新日を記載

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の3 精神保健福祉手帳	
有効期限の更新 (更新)	(更新)
(更新)	(更新)
備考 1. 障害や生活などのことと関係しない時は、市町村役場、保健所、 精神障害者センター、福祉事務所などにご相談ください。 2. 住所や状況が変わったときは、変更届を出してください。 3. この手帳を失くしたりしたときは再交付を申請してください。 4. この手帳は、他人に譲ったり、質したりすることはできません。 5. 更新の申請は、有効期限の3ヶ月前から市町村役場で行うことが できます。	

■どうなっていくのかはまだ不明です

緑色の精神保健福祉手帳、過去は、カードサイズでお財布にしまっていた方もいらしたように思いますが、今は、少し大きくなり、扱いづらくなったとおっしゃる方もいるかと思いますが、今後どうなっていくのかは不透明ですが、いずれにせよ、使いやすい形が良いですね。